

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和5年6月30日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300019号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300060号

第1 結論

請求者のA社における平成27年6月25日の標準賞与額を36万円に訂正することが必要である。

平成27年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年6月25日

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の平成27年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び請求者の請求期間の賞与に係る資料(以下「賞与資料」という。)により、請求者は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、賞与資料により確認できる厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年6月25日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和4年11月24日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成27年6月25日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300020号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300061号

第1 結論

請求者のA社における平成25年4月25日の標準賞与額を100万円、平成27年6月25日の標準賞与額を55万円に訂正することが必要である。

平成25年4月25日及び平成27年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年4月25日及び平成27年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成25年4月25日
②平成27年6月25日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、A社から提出された請求者及び同僚の平成25年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」を「源泉徴収簿」という。)並びに同僚の「賞与明細書」により、請求者は、当該期間に同社から賞与(100万円)の支払を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額(100万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間②については、A社から提出された請求者の平成27年分源泉徴収簿、当該期間の賞与に係る資料及び請求者から提出された「給与明細書 6月賞与」により、請求者は、当該期間に同社から賞与(55万円)の支払を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額より高い標準賞与額(56万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準賞与額については、源泉徴収簿により推認できる厚生年金保険料額から100万円、請求期間②の標準賞与額については、源泉徴収簿により確認できる賞与支払額から55万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年4月25日及び平成27年6月25日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和4年11月24日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成25年4月25日及び平成27年6月25日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300021号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300062号

第1 結論

請求者のA社における平成25年4月25日の標準賞与額を50万円、平成27年6月25日の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

平成25年4月25日及び平成27年6月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年4月25日及び平成27年6月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成25年4月25日
②平成27年6月25日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、A社から提出された請求者及び同僚の平成25年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」を「源泉徴収簿」という。)並びに同僚の「賞与明細書」により、請求者は、当該期間に同社から賞与(50万円)の支払を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額(50万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間②については、A社から提出された請求者の平成27年分源泉徴収簿、当該期間の賞与に係る資料及び請求者から提出された「給与明細書 6月賞与」により、請求者は、当該期間に同社から賞与(40万円)の支払を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額より高い標準賞与額(41万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準賞与額については、源泉徴収簿により推認できる厚生年金保険料額から 50 万円、請求期間②の標準賞与額については、源泉徴収簿により確認できる賞与支払額から 40 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 4 月 25 日及び平成 27 年 6 月 25 日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 4 年 11 月 24 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 25 年 4 月 25 日及び平成 27 年 6 月 25 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2201125号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300063号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年1月1日から同年6月1日まで

A社に勤務していた請求期間について、厚生年金保険の加入記録がない。A社に勤務していたことは確かなので、請求期間の記録を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社(現在は、B社)に係る雇用保険の加入記録は確認できないものの、請求者から提出された「A社に勤務していた証跡メモ」(以下「証跡メモ」という。)及び請求者の陳述から判断すると、請求者は、請求期間のうち昭和60年2月18日から同年3月19日までの期間及び同年3月22日から同年4月20日までの期間について、A社に勤務していたことがうかがえる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が認められることが要件とされているところ、B社の事業主は、当該期間当時の資料を保管しておらず、当時の状況が不明である旨回答しており、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、証跡メモに記載されている5人のうち外国人一人を除く4人(いずれも姓のみ)と同じ姓の者を、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうちから検索し、請求期間中に被保険者資格を有する者から請求者が記憶する当該4人のおおよその年齢と照合して抽出した従業員10人に文書照会を行い、4人から回答があったが、いずれの者も請求者を知らないと回答しており、請求者の請求期間に係る勤務の状況を確認することができない。

さらに、請求者は、給与明細書等の資料を保有していないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、A社が加入していた健康保険組合は、保存期限経過により、請求期間当時の資料は保管しておらず、また、生年月日による検索を行ったが、請求者の当該組合加入記録は存在しない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。